

政府は解釈いたしております。

尙 三点でございますが、この法案
実施につきましての経費の問題でござ
います。これにつきましては、朝鮮弁
護士の銓衡に計上されましたのは、大
体一名につきまして約百円の見当でこ
れまで計上されておりましたが、実際
土諸物價の騰貴によりまして、それで
は賄い切れないものがございますので
大体これを三倍と見積りまして、かよ
うな銓衡を受けられる者が、現在の
ところ四十九名という見当になつてお
ります。この総額といたしまして、一
萬四千七百円、一人三百円の割合で
ございまして、内訳を申し上げますと、
官吏以外の委員の手当がございませ
んが、これが七千円くらい必要と思
います。それから事務費といたしまし
て七千三百五十円くらい、これは各
種用紙の印刷費とか廣告料、或いは
会議費といふやうなものでありまし
て、合計いたしまして約一萬四千七
百円、一人三百円の経費を必要とす
る、かように考へております。

○委員長(伊藤修二) それではこ
の程度において質疑は打切りたいと思
います。

○政府委員(國澤榮吉) 只今の
経費は現に予算には計上されてい
ないものであります。いづれ法案が
通過いたしましたならば、予備費等
から支出を願ひたいと思つてお
ります。

○衆議院議長 この法案につきま
してちよつと疑問とするところを
明らかにして置きたいと思ひます
が、満洲國は外國であつて、日本
内地ではなかつたといふこと、
國情が非常に違つてゐる、日本
の内地とは一律に行かないこと等
のことが、満洲國において経験が
あつ

た、試験が済んでいたということのために、帰還した諸君にかくのごとしで資格を與えるということは、或る意味から申せば、一般國民としては少しく不安に思うことがないではない、私が大正十二年の大震災の前から、借地借家調停委員に選任されておりましたので、大震災に遭つて焼けた学校の地下室に入つて借地借家調停を始めたときに判事になるべき方々が見えて、そこで私共が調停しているのを聞いていて、権利金ということが分らない、法律には明文がないといつて、私に質問されて、懇々と説明をしたことがありました。これを法律的に解釈いたしますと土地に対する権利家に対する権利、又は店に対する権利というような言葉があります、調停委員が不用意に使つております用語を法律的に解釈されると、こちらも説明に困ると思うけれども、さて調停を求めに來ている当事者間においてはよく分つておるで、かようなことは合済或いは朝鮮のような所でも相当特殊の事情があると思う。満洲國に至りましては、旅順、大連あたりは先ず日本領土のようなものでありますけれどもそれより北の方に行きますれば普蘭店とかあそこらの境から北の方は外國であります。それも軍司令官が大使であり、或いは満洲國の顧問をしておるといふような状態でありましたから其処で得て來た経験が我が日本内地における法律上の種々なる事件に遭遇して直ちに活用せられるものかどうかといふことは、私共が疑はざるを得ないところであります。判檢事といふことになりましたれば、尙更疑はざるを得ないのであります。而してこれが議員の方から提出せられた案であり

ますれば、これに司法省が同意したといふことで、内閣が同意したといふこととでありまして、大変手続は簡明に考えられますが、司法省がこの内閣の方からこれを提出されたということになりますと、弁護士試験という問題は相当むずかしかつたと思うのであります。特例を設けてかようなことにするといふことが何か外の方に影響はないのでありましようか。私いろいろなこと、司法保護とかその他のことで、司法省の方と觸れておるところがありますので、後日に至りまして、そういう問題が起りますと我々議員としての職責上甚だいかかと思ひますので、その辺を明らかにして置きたいと思ひます。併し尙考えて見ますと、極めて少数の方々に便利を與えるような法律の改正案でありまして、惡い大きな先例とはならないものであるとは考える併しながら先だつて來拜見いたしました陳情書のようなことで、泣くがごとく訴うるがごとくといふような態度で當事者の方から委員會に申出があつてそれを酌量してこの案を無造作に通過するといふことは甚だ面白くないことであると思う。これは全く少数の引揚者諸君を優待する考えでこの法律案を通すのであるという解釋でよろしいでありましようか。我々はどこからどういふ質問を受けないとも限りませんので、そのときに國會議員の一人として答える肚構えをして置かうございますから、この点提案者としての當局の答弁を求めて置かうございます。

○政府委員(農桑兼書) 御質問の点誠に御尤もと考えるのであります。殊にいろ／＼この判事並びに檢事の任用につきましては慎重な御心配を頂きました

ことは、政府といたしましても深く敬意を表する次第でございます。ただ併しここに救済を受けますところの満洲國の檢察官並びに裁判官であつた方々は、日本の法律を學ばれまして、そして日本の法律におきましますところの、先ず最高の試験と申します高等試験司法科試験に合格なさつた方でございます。その上に、滿洲國の法律は、御承知の通り、法律の系統は全く我が國と同じでございます。勿論外國の法律でございますから、いろ／＼な点におきまして違つてゐる点もあると思ひますけれども、大体におきまして、日本の法律を引受けておつたと申しても差支ないのであります。又法院の組織等におきましても、大体我が國を模範といたしまして動かされておつたのでございます。その経験というものはやはり我が國の法制を動かして行く上におきましても、決して尊敬に値しないというものではないのであります。経験もやはりその点におきまして判断に入れてよろしいと考へております、尙更これらの知識、経験を持つ人々を、改めてその資格を考へます場合に、先程申し上げましたように、銓衡委員會の議を経ることになつております。銓衡委員會におきましては、資格付與につきまして慎重に審議いたしまして、日本の判事並びに檢事として遺憾ない検討をいたしまして、十分この点に慎重を期したいと考へております。従いまして御心配の点につきましては、私共はさしたる支障はないというふうに考へております。

○委員長(伊藤修善) 他に御質疑があらませんければ、これを以て質疑を打ち切りたいと考へますが、御異議ありません。

「異議なし」(賛成)と呼ぶ者あり」
○委員長(伊藤修善) 御異議ないものと認めます。
では、これより討論に入りたいと思
います。討論は賛否を明らかにして御
意見を述べたいと思います。
○松井達夫君 表決に入ります前に、
私から修正の動議を提出したいと思
存します。お手許に配付してあります
のが、それでございますが、尚印刷の工
合などがありますから、一應読み上げ
て見ます。
附則に次の二項を加える。
昭和二十二年五月三日以後第一條第
一項の規定により弁護士たる資格を
有する者で弁護士たる資格を
に達するものは、その三年に達した
ときに、司法修習生の修習を終えた
ものとみなす。
第一條第二項の規定により弁護士た
る資格を有する者は、その資格を得
たときに、司法修習生の修習を終え
たものとみなす。
修正の理由といたしましては、先程司
法当局の御意見を伺いました中で申述
べましたが、念のため更に一言申述べ
てみたいと存じます。
この昭和二十二年法律第十一号によ
りまして、朝鮮弁護士令による弁護
士の資格を有する、それから第二條に
その他のものも規定してあるわけなん
でございしますが、この第一條の規定に
よりまして、朝鮮から引揚げて参りま
した朝鮮弁護士令による弁護士たる資
格を有する者が、弁護士審査委員會の
選衡を受けた上で日本の弁護士たる資
格を取得する、さようなことに相成つ

のことが、満洲國において経験があつた
が議員の方から提出せられた案であり
つきまして慎重な御心配を頂きました
りませなければ、これを以て質疑を打
切りたいと考えますが、御異議ありま
す。

法によりまして、満洲の審判官、檢察官
であつた人達先に日本の高等試験、司
法科試験を通つた方、そういう方々
が今度引揚げて來られるその方々にや
はり弁護士審査委員会の銓衡を経た上
で弁護士たる資格を付與する、こうい
うことに相成るのでございまして、私
実は満洲で審判官をやつておりました
経験もございまして、非常に當局の
この措置に敬意を表し、且つ喜んでお
つた次第なのであります。然るに、た
ま憲法の改正に伴ひまして、裁判所
の機構が變りまして、新しい裁判所
法がこの五月三日に施行されたのであ
ります。そうしてその判事たる資格
につきましては、新たに種々の規定
が設けられたので、判事になるには
司法修習生の修習を経るということが
一つの大きな要件になつて参つたので
あります。それで裁判所法施行令の十
條或いは檢察官法の三十七條でござい
ますか、そういう経過規定によりまし
て、従前の弁護士は概ね判事たるの
資格が與えられたのでありまして、た
また五月三日の今の新しい法令の
施行當時に、弁護士三年に至らない者は
施行後三年に至つたときに判事たる
の資格を有する、即ち司法修習生の修
習を終えたものとするという工合に規
定されたのであります。ところがこの
弁護士の特例に関する法律で、第一條
の朝鮮弁護士会で弁護士たるの資格の
ある者、それが審査委員会の銓衡を経た
者でも、たゞ、無つて來方が多いとい
うこととで、今の法令施行後に當つて
來た人達は今の経過規定の適用を受け
ませんで、いつまで弁護士をやります
も判事たるの資格を得られない、又今
度新しい改正法で、第二項になります

満洲の判事におきましても同様のこ
とが言われるのであります。それで私
といたしましては、こういう方々もそ
ういふ状況ではお氣の毒であるからし
て、何とかその実力にふさわしい待遇
を與えて差上げなければいけないとい
うことを考えまして、委員の大方の方
方の御賛同を得まして、御了解を得ま
してこの修正案を立案いたしましたので
あります。その際種々司法當局からの御
助力も御協力も得たことを感謝いたす
のでございまして、この修正案の第一
項は即ち先程申しました裁判所法実施
檢察官法実施後に當つて参りました
朝鮮の弁護士たる資格を有せられる人
たちが、三年経ちましたら、日本に帰
つて参りましたら、判事たる資格を
附與するといふ規定でございまして、そ
れから第二項の方は満洲の今の判事
の方がこの新しい改正法によりまし
て弁護士になる資格を得られる、その
ときに判事になる資格を得る、即ち
司法修習生の修習を終えられたものと
するといふ意味合になるのであります
この機会に、先程來局委員から重要
な点の御質問がございまして、政府委
員からもお答えがあつたのでございま
すが、私もこの修正案を提出いたしま
す責任上、私の意見をちよつと述べ
て附加してみたいと思ひます。只今政
府委員のおつしやつた通りでありま
して、その上、向うで日本の司法官試
補にあたる修習をされまして、判事に
なりまして、主として日本人の権利義
務を取扱い、犯罪を取扱つておられた
のでありまして、私の経験からいたし
まして、さして御心配になることは
ないと確信をもつて申上げる次第であ
ります。

どうか十分御討論の上、この修正案
を御可決あらんことをお願いいたしま
す。
○委員(伊藤修善) 私は只今の修正案に賛成
する者であります。賛成の理由は、同
じ資格のある同じ素養のある者が當
て來る時期によつて差別をするといふ
ことはいかんとおもうので、この
修正案に賛成するのであります。同じ
素養のある同じ資格のある者は、その
時期の如何によつて差別すべきもので
ない。同様にすべきものであると、こ
ういふ考えの下に修正案に賛成する者
であります。
○委員(伊藤修善) 只今松井君の提
出されました修正動議は、賛成者があ
りましたから成立いたしました。これ
に対して御意見のある方はどうぞ……
○委員(伊藤修善) 只今松井委員から修正
案が出まして、賛成者の意見と同じよ
うに、同じ資格、同じ経験をもちた方
に待遇の差別があることはいけません
といふことは、今日におきましてはさ
う取計らうのが最も適法と信じます。
この修正案を入れて當局の、政府の提
案せられたものに賛意を表します。
○委員(伊藤修善) 他に御意見はあ
りませんか。
○政府委員(國澤榮吉) 政府といたし
まして、只今御賛成の各委員の御意
見の通りの趣旨を以ちまして、この修
正案に賛成いたします。
○委員(伊藤修善) 他に御意見があ
りませなければ、討論はこれで終結
したいと思ひますが、御異議ござい
ませんか。
○委員(伊藤修善) 討論は終結いた
します。

次に採決に入りますが、先づ第一に
松井委員より提出されましたお手許に
配布されました修正案に對しまして採
決したいと思ひます。修正案に對
して御賛成の方は御起立をお願いいた
します。
○委員(伊藤修善) 全会一致で可決
いたします。
それから修正の部分を除く原案に對
しまして御賛成の方は御起立をお願い
いたします。
○委員(伊藤修善) 全会一致で可決
いたします。
○委員(伊藤修善) 全会一致で可決
すべきものと決定いたします。
次に、本會議における委員長長の口頭
報告につきましては、予め多數御意見
の意見者の同意を得なかつたやならん
のであります。委員長にその報告の内
容をお任せ願ひたいと思ひますが、御
異議ありませんか。
○委員(伊藤修善) 向、本案に對す
るところの賛成の方に、順次御署名を
願ひたいと思ひます。どうか、どう
ぞお願いいたします。
それではこれより刑法の一部を改正
する法律案を上掲いたしました。總體
論の質疑を繼續いたします。
○小川友三君 刑法の一部を改正する
法律案につきまして、この原案は誠に
民主化されておられ、特に第一章にお
いて、皇室に對する罪を削除したとい
う点について満腔の敬意を表する次第で
あります。併し、非常に民主化をされ
まして、國民の幸福を中心として本案
はでき上つておりますが、遺憾なこ
とには、第二十六條であります、第二十

六條に「次の一項を加ふる」といふ條
項「搶奪ノ期間内ニ更ニ罪ヲ犯シ罰金ニ
處セザレタルトキハ刑ノ執行猶豫ノ言
渡ヲ取消スコトヲ得」といふ條項であ
ります。これを政府におかれましては
修正する御意見をお持ちであると信じ
ておりますが、その修正の場合には、猶
予の期間内に更に罪を犯し、罰金金一
千円以上に処せられたる場合、更に情
狀によつては刑の執行猶予の言渡を取
消すことを得というよりな工合に、修
正の御所見があるかどうかということ
をお伺ひしまして、この條項に對しまし
ては敬意を表する次第であります。
○政府委員(國澤榮吉) 罰金に處せら
れまして、そうして執行猶予になつた
者が、その後罰金に處せられた場合にそ
の執行猶予を取消する必要のあります
ことは、この度の改正案によりましてそ
の通り規定しておるのでございまして
罰金よりも重い懲役とか禁錮に處せら
れまして執行猶予になつた者が、その後
同じく罰金に處せられた場合に、これ
を取消し得ないといふのは、罰金に處
せられた場合との関係上均衡を失する
ように考へるのでございまして、輕い罰
金の執行猶予が取消されるような場合
には、これより重い懲役、禁錮の執行
猶予は當然取消されるべきものであら
ず、即ち懲役、禁錮の執行猶予の取消の原
因は、罰金の執行猶予の取消原因より寛
大であつてはならない、かように考へ
ておるのであります。只今の御質問に
よりまするといふと、一定の罰金額を
限りまして、その罰金に該當した場合に
は、これを取消することを得といふよう
に改正したらどうかという御趣旨に拜
しました。罰金刑は御承知の通り各
法律によりまして非常に金額が違つて

おりました。統制法令のごときは非常に多額の罰金を科することになっておりますが、今回は全然改訂いたしませんでした。刑法全般に亘ります罰金刑というのは、その統制法令に比べますというところ比較にならない程の罰金刑が定められておるのでございまして、必ずしも罰金刑の多額或いは少額等によつては犯情がいいとか悪いというふうには考えられないと思つてありますから、その点につきましては、今御質問のような金額によつても制限を附することは余り適當ではない、むしろ罰金刑に処せられて、これがため執行猶予を取消され得る場合は裁判所の判断によりまして、その犯罪の情状性質等によりまして、取消す必要がある場合には取消し得るといふようにして置いた方が、運用上よろしくはないかと考えまして、只今御質問の趣旨は私共としては直ちに應じ兼ねる次第でございます。

○罰則規定 草案によりますということと、安寧秩序ニ対スル罪、即ち百五條の三乃至百五條の四を創るということになつておりますが、これを削つた理由は茲ににあるかということをお尋ねするのであります。これは戦時中の法規であるから削るという理由であるか或いは現在においてはこういう法規は必要ないから削るのであるか、若しくは官制の自由ということを尊重せしめて削るということであるか、どういう意味であるか、ちよつと委員には分らないのであります。參考のためにその條文を讀んで見ますと、百五條の二には「人心ヲ惑亂スルコトヲ目的トシテ虚偽ノ事實ヲ流布シタル者ハ五年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五千円以下

ノ銅金ニ處ス銀行預金ノ取付其他經濟
土ノ混亂ヲ誘發スルコトヲ目的トシテ
虚偽ノ事實ヲ流布シタル者ハ七年以下
ノ懲役若クハ禁錮又ハ五千元以下ノ罰
金ニ處スノ百五條の三は一戰時、天災
其他ノ事變ニ際シ人心ノ惑亂又ハ經濟
上ノ混亂ヲ誘發スベキ虚偽ノ事實ヲ流
布シタル者ハ三年以下ノ懲役若クハ禁
錮又ハ三千元以下の罰金ニ處スノ百五
條の四も又同様であります。そういう
規定でありますが非常に重い無期懲役
まであるのであります。これを削除し
たといふことは、戰時といふことが此
処に書いてありますので、これは戰
時中の特別規定であつた、それで戰争
がなくなつたのであるから、こういう
規定つまり安寧秩序を惑亂する犯罪は
必要がなくなつたのであるか、私の考
えとしては、戰爭はなくなつたけれど
も、現在においては世相は混亂してお
る、社会状態は非常に惑亂しておる、そ
ういふ場合においては虚偽の事実を流布
して人心を惑わした、社会を惑わした
そういうような場合には、或る程度必
要でないかと思へるのであります。こ
れを全部削除いたしましたして、他の方
法があるのかどうか、又言論の
自由といふことを過度に尊重して、こ
ういふことを廃止することになつたの
であるか、廃止する理由についてお伺
いしたいのであります。

○政府委員(國策家電) 御質問誠に御尤ものことと承うのでありますが、この第七章の二安寧秩序ニ對スル罪を削除いたしたのは先づ第一に、これはやはり何といましても、戦時色が相当濃厚であるという点を第一点として考えたのでございます。更にこの百五條の二から四までをよく通覧して見

告するといふと、規定が大体におきまして概括的でありまして、場合によりましては、この運用によりましては、只今も御質問の通り、相當言論に對しまする濫用の虞れがあるという点を考慮いたしまして、然らばこれに對しまする條章が不必要であるかと申しますると、必ずしもそれは考えていないのであります。これを具体的に書き改めまして、そして適當な規定を設けるといふことに努力いたしましたのでございませうが、善なり非常に技術的にむずかしい事情がございましたので、この第七章の二のこれに該當いたします規定につきましては、今後の刑法の全面改正の場合に譲りたいと、こう考えまして、應削除いたしたのでございます。併しなからこれを削除いたしてしても、例へば人心を誑惑せしむべき流言浮説又は虚報、こういうような行爲があります場合には、警察犯處罰令第二條第十六号の適用を受け、又取引所における相場の変動を図る目的を以て虚偽の風説を流布し、又は有價証券市場における相場の変動を図る目的を以て虚偽の風説を流布した者は、取引所法又は証券取引所法違反というやうな罪にも該當いたします。食糧に關するところの食糧供出阻害の煽動罪というものも、食糧緊急措置令の第九十一條に該當いたして参ります。或る程度安寧秩序に對する罪として行われるものについては現存の法規においてもこれが取締をやつて行ける。従つてこの七章の二も概括的でない、具體的な規定にして今後の刑法改正の際に譲りたいと考えて、削除いたした次第であります。

○憲武雄著 三十四條の二に、刑の言渡の效力を失う規定があります。非常

に結構な規定であると思ふのでありますが、この規定によりますというところ「刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル者罰金以上ノ刑ニ處セラルルコトナクシテ十年ヲ経過シタルトキハ刑ノ言渡ハ其效力ヲ失フ」、これは第一項でありまして、第二項には「刑ノ免除ノ言渡ヲ受ケタル者其言渡後罰金以上ノ刑ニ處セラルルコトナクシテ二年ヲ経過シタルトキハ刑ノ免除ノ言渡ハ其效力ヲ失フ」、こういうふうに刑の輕重によつて情狀によつて區別しておるのであります。免除の場合は比較的輕い罪でありまして、そういう關係から罰金以上ノ刑ニ處セラルルコトナクシテ二年ヲ経過シタルトキハ刑ノ免除ノ言渡ハ其效力ヲ失フ」と規定してある。第一項の場合は執行を終り、又は執行の免除を得たのである。こういう者は十年という規定をして、刑の輕重によつて決めたものと考えるのでありますが、そういうふうに考えますと、第一項の場合においても、例えば五年以上の懲役の場合には五年を経過したとき、罰金の場合には三年を経過したときは刑の言渡はその效力を失う。早く刑の言渡の效力を失わせて、そして立派な人間にさせる。これが本當でないか。一律でなく刑の輕重によつてその年數を區別するお考えは持たなかつたかどうか。そういうことを御研究になつたかどうか。こういうことをお尋ねいたします。

○政權變遷(國家雜書) 一刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル者罰金以上ノ刑ニ處セラルルコトナクシテ十年ヲ經過シタルトキハ刑ノ言渡ハ其效力ヲ失フ三十條の二、第一項になつております。刑ノ免除ノ言渡ヲ受ケタ

ル者其言渡後罰金以上ノ刑ニ處セラルルコトナクシテ二年ヲ經過シタルトキハ刑ノ免除ノ言渡ハ其效力ヲ失フ、これが第二項になつておりますが、刑の免除は刑の種類とは違ひまして、刑の免除も有罪の言渡といふことにはなつております。例えば懲役とか禁錮或いは罰金、或いは懲役のうちの十年、五年、こういう趣旨で両方区別したわけではございません。併しながら、只今第一項十年を一律に定めたのはどういふわけかという御質問でございしますが、この場合におきましては、どういふ條件があろうととも一定の條件、即ち十年といふ日時の経過によりまして、一律にこの刑の言渡の效力を消滅せしめるといふ規定でございまして、その間におきまして犯罪の情狀或いはその後の本人の経過等によりまして、ここに特別の具體的な刑の效力を言渡す措置をとるといふことは、これは恩赦法による特赦に譲りたい、かように考えまして、この刑法の規定におきましては、まず罰金も或いは懲役も禁錮も、又それらの経過の十年或いは五年といふことも考慮せずに、一樣に十年といふことに定めたのであります。そういう刑によりましての區別は、恩赦法による特赦の方法によりましてこれを救済したい、かように考へている次でございします。

○齋世雄君 閣下いたしました……、
そういう御趣旨であれば、刑の免除の
場合に、二年という区別をしたことが
意味をなさなくなるのでありますが、
一律に同一期間を経過した場合にお
いて、軽いか重いか、そういうことを
考えないで、一定の期間を経過した場
合において、刑の言渡は效力を失わせ

るようなことにしたのだ、そういう御す。御承知の通り、従前この累犯加重

いうのが本規定でございます。従いま

という点から、実際の社会情勢に沿わ

宜のためではなくて、憲法三十九條に

シテ、懲役ノ事ハ流布シタル者ハ五年
以下ノ懲役者ハ禁錮又ハ五千円以下

テ考へたのでございませう。更にこの百
五條の二から四までをよゝ通覽して見

〇憲法第三十四條の二に、刑の言
渡の效力を失ふ規定があります。非常

力ヲ失フ三十四條の二、第一項になつ
ております。刑ノ免除ノ言渡ヲ受ケタ

考へないで、一定の期間を経過した場
合において、刑の言渡は效力を失わ

るようなことにしたのだ、そういう御
趣旨であれば、特に刑の免除を受けた
場合において、二年という期間を規定
した場合については、どういふ御趣旨
でございませうか。

〇政府委員(國泉榮吉) その点につ
きましては、刑の免除の言渡というの
は有罪の言渡とはなつておりますけれ
ども別に何年という刑を言渡すわけ
でもございませうし、又何四という罰金
を言渡すわけでもございませうし多少
具体的に刑を言渡した場合とは違つ
て、更にこの刑の免除の言渡によりまして
有罪の言渡とはいわれておりますけれ
ども、これによりまして、この刑の
免除の言渡となつておりますところに
より、殆ど現行の法規の上にはないの
でございまして、ただ通信官署の職員規
程とか婦人規程、郵便電信電話官署代
書人規則に、刑の免除の言渡を受けた
者については、入入につきましては或
る程度の制限があるという程度に止ま
つておるのであります。従いまして、
この刑の免除とそれ以外の刑の有罪の
言渡の場合とは、これは明らかに区別
をつけようかろう、かように考えまし
たので、二年というふうにしたので
あります。

〇岡部常吉 やはり三十四條に關聯し
た問題でございませうが、一方に五十八
條累犯加重の規定を削除せられまして
この点非常に進歩的な立法であらうと
考へるのであります。然つて、三
十四條の十年経過といふことをお定め
になりましたこの十年といふものは、
一方において累犯加重といふものを削
除したのに対比いたしまして、余りに
長いのではないかと考へるのでありま

す。御承知の通り、従前この累犯加重
といふことによりまして、いわゆる前
科者といふものが随分積み續けて來た
のであります。又考へ方によりまして
この規定があるために、いわゆる毒を
喰らわば皿までといつて、やけを起し
て、そうして余分な累犯者を生んだと
いふのが、従前の刑罰法規の私は欠点
であつたと考へるのであります。これ
がすつぱりと削除せられましたなら
ば、この刑の言渡の效力を失はせる十
年という経過も余りに長いのではない
かと考へるのであります。従前の累犯
加重の五年という制限さえも、実は長
かつたように私は考へるのであります
これはもう實際の統計を御覽になれば
思ひ半ばに過ぎるものがあるのではな
いかと思つておりますが、それに比
較いたしまして、十年といふところに
まだ物惜みをしてゐるといつたような
感じが現れて、この点について更
にも一段進歩したお考えを煩わした
と思つております。先程常吉さんが
おつしやつた程度のことにするといふ
ことも一つの考へ方だし、又思ひ切つ
てこれを累犯加重の、累犯條件の五年
といふような半分のところへ持つて行
くといふのもいいのではないかと考へ
るのであります。その点に關しまして
御所見を伺いたいと思ひます。

〇政府委員(國泉榮吉) 御質問の点で
ございませうが、これを十年にいたしま
したのは、十年の期間の間、必ずしも
刑を受けた者の善行を要件としな
い、即ちそれがよい行いをしておつたかど
うかといふことを要件としないのであ
りまして、この期間内におきまして、
刑罰に應ずることがなかつたならば、
もう形式的に刑を消滅させてしまふと

いふのが本規定でございませう。従いま
して、実は十年といふことを考へまし
たのは、以上のような考へ方から出發
してございまして、政府といたしまし
ては、非常に慎重を期したつもりなの
でございませう。

〇岡部常吉 只今五十八條などの關係につ
きましてお話を承りましたが、五十八條
はこの裁判確定後再犯者たることを発
見したとき、刑を再び定めるのでござ
いまして、これは憲法の三十九條の刑
事裁判の確定力を強調いたしました規
定によりまして、特にこれを不利に
變更することを禁ずる精神に出たも
のが三十九條であらうと思ひます。で
その趣旨に従ひまして、一度裁判確定
になつた後、再犯者たることが発見さ
れたときには、更に刑を加算するといふ
ことは、この三十九條の精神に反する
のではないかと、こゝういふ趣旨から五
十八條を削除したものでございまして
只今の三十四條の二の十年の期間と申
すは、先程申しました通り、全
く刑に處せられた者が、その執行を終
つた後の善行につきましては、何らの
要件を加えず、一律に形式的に十年経
てば刑の效力を消滅させるということ
でありますから、慎重を期した意味で
十年という期間を考へたのでありま
す。

〇宮城タマヨ君 第八十三條を削除
されてゐるのでございませうが、これは
新憲法の精神に則り、それから女性の
解放といふ点から當然削除されるべき
だと思つておりますけれども、現社會
情勢で、そうして又理想的な建前から
いへば、削除でよろしうございませう
けれども、現段階において刑法の方の突
際の線に沿つて行ななければならな

といふ点から、實際の社會情勢に沿
なければならぬといふ点から考へまし
て、削除されてゐるといふ点について
政府内部の経緯、そこまでになりまし
た経路を一度お聞きしたいと思ひま
す。

〇政府委員(國泉榮吉) 刑法の改正法
律案におきましては第八十三條、即
ち姦淫罪につきまして、削除の案を立
てておるのでございませうが、憲法の十
四條によりまして、夫婦の平等と男
女の基本的平等といふことが規定され
まして、従いまして今日現行の刑法の
百八十三條によりまして、女子が姦
淫した場合のみ罰する規定でありまし
て男女平等の原則から申しましても、
憲法上改めなければならぬといふこ
とになりましたので、昨年内閣及び司
法省内に開かれたもので、法制調査會並
に法制審議會におきまして、各方面の方
方のお集りを願つて、そうしてこれに
つきまして自由なる御議論をお願いし
た結果、非常に議論が沸騰いたしまし
て廢止した方がよろしいといふ御意見と
更に男女兩方を罰する規定を設けた方
がよろしいといふ御意見が相對立いた
しまして、相當紛糾いたしましたのでござ
いませうが、決を取りました結果、少數
の意見をもちまして、姦淫罪は刑法の規
定から削除いたしましたので、そうして夫
婦間の愛情と、社會の道義の問題に任
せたらうかといふふうな御答申を
得ました。この答申に基きまして私共
としては立案に従事いたしましたので
してこの百八十三條削除の原案を作り
まして提案いたしました次第であります。

〇大野幸一君 前同委員會において、
五十五條の通統犯について御説明があ
つたのであります。それは捜査上の便
宜のためではなくて、憲法三十九條に
よつて、今度同一犯罪については重ね
て刑事上の責任を問はれない、こゝう
いふ意味を全うするために、若しそ
うすることになると困るからといふこと
で、専ら政府の意見は、いや捜査のため
じやないといふことを強調されたのであ
ります。併し政府委員の方の率直な御
説明で、私はちよつとごまかされてお
つた感があるのであります。同一の
犯罪について重ねて刑事上の責任を問
はれないといふことは、新憲法三十九
條によつてできたことじやなくて、もう
從來から、即ち犯罪の同一性といふこ
とになれば判決の確定力一事不復理の
原則が適用されて來たのであります。
ただこれを憲法上に……今まで刑法上
の原則として適用されて來たのを、憲
法に明らかにしただけのことであつて
新らしくできた原則ではないのであり
ます。そういうわけですから、今まで
連統犯として認めて來たことに、何年
間、何十年間これをやつて來て何等
……幾らか不便もあつたでしょうけれど
も、もう連統一罪といふものは當然の
やうになつて來たのであります。ただ
特別な場合、窃盜罪と強盜罪或いは猥
褻圖書頒布罪のごとき、一部分を罰し
ただけ、多量の犯罪が出て來たといふこ
とだけを例に挙げられる逆の効果を考
へると、前同にも申しましたやうに、
犯人の受ける心理的影響といふものは
連統犯の一部について仮りに処罰され
ても、その後に残つておるといふこと
がある。これが發覺されれば、又やら
れるのだと、こゝういふことになつて、
いわゆる自暴自棄に陥る、自分はまだ
処罰されることが残つておるといふ、
こゝういふ意味において、いつまでも罪

〇岡部常吉 御質問の點で
ございませうが、これを十年にいたしま
したのは、十年の期間の間、必ずしも
刑を受けた者の善行を要件としな
い、即ちそれがよい行いをしておつたかど
うかといふことを要件としないのであ
りまして、この期間内におきまして、
刑罰に應ずることがなかつたならば、
もう形式的に刑を消滅させてしまふと

〇政府委員(國泉榮吉) 御質問の點で
ございませうが、これを十年にいたしま
したのは、十年の期間の間、必ずしも
刑を受けた者の善行を要件としな
い、即ちそれがよい行いをしておつたかど
うかといふことを要件としないのであ
りまして、この期間内におきまして、
刑罰に應ずることがなかつたならば、
もう形式的に刑を消滅させてしまふと

〇政府委員(國泉榮吉) 御質問の點で
ございませうが、これを十年にいたしま
したのは、十年の期間の間、必ずしも
刑を受けた者の善行を要件としな
い、即ちそれがよい行いをしておつたかど
うかといふことを要件としないのであ
りまして、この期間内におきまして、
刑罰に應ずることがなかつたならば、
もう形式的に刑を消滅させてしまふと

〇政府委員(國泉榮吉) 御質問の點で
ございませうが、これを十年にいたしま
したのは、十年の期間の間、必ずしも
刑を受けた者の善行を要件としな
い、即ちそれがよい行いをしておつたかど
うかといふことを要件としないのであ
りまして、この期間内におきまして、
刑罰に應ずることがなかつたならば、
もう形式的に刑を消滅させてしまふと

〇政府委員(國泉榮吉) 御質問の點で
ございませうが、これを十年にいたしま
したのは、十年の期間の間、必ずしも
刑を受けた者の善行を要件としな
い、即ちそれがよい行いをしておつたかど
うかといふことを要件としないのであ
りまして、この期間内におきまして、
刑罰に應ずることがなかつたならば、
もう形式的に刑を消滅させてしまふと

から送れることがなくて、自暴自棄に陥る場合があるということ、政府が口で何とおっしゃつても、あの五十五條を削除したゆえんのもの、これは捜査官の口から出るところ、或いは一般の常識となつておるところ、これは捜査が十日間では、或いは十三日間ではできない、それを救済する意味でできたのは、間違いないのである。そういう点は他に一つ何か方法を講じてこの五十五條は、動機が動機で、口で言うことと……弁解することと吐の底と違つては政府みずから不正直を唱へることになるから、これは一つ特別な場合で不便があるならば、これはその点を改良して、連続犯は従来通り一つ存置して貰いたい、こういう考えであります。それとも捜査上困るということがあれば、これはこの委員会が正直に一つ政府の捜査の実情を述べて貰いたいと考えるのであります。

○政府委員(國泉榮吉) 御質問の連続犯削除の点でございますが、連続犯につきましては、これまでの実情から申しまして、大審院の判例等におきまして、連続犯の範圍を、時間的連續の点におきまして、又同一罪名の点におきまして、極めて廣く解釈しておるのであります。而もその情勢は、次第に連續犯という觀念が狭まるように実に見られるのであります。例えば強盗と強盜というやうなものを連續犯にいたしておきますし、又時間の点におきまして、三ヶ月或いは四ヶ月の間におきまして、八罪を犯した場合におきまして、同一犯罪である限りにおいては、連續犯というやうな觀念を持つて参りますし、更に殊に時効、短期の時効、例えば賭博というやうな名が

つきまして、單純賭博なんかにつきましても六ヶ月の時効であります。かようなものにつきましても、この連續犯の觀念を非常に狭めて参りますと捜査上不都合が生ずるということが、これまで実務上考えられておつたのであります。今回の改正におきまして、連續犯と申しますのは、これは議論もありすけれども、元々犯罪であるという考え方に出發しておりますから、これを削除いたしました。實際の罪を犯した方がよろしいという点が一点でありまして、それから尙、御指摘になりました捜査の便宜の問題であります。これはやはり、何と申しまして、捜査上便宜と申しますか、捜査の点におきまして、檢察或いは警察の点におきまして、治安を維持して行く上において、やはり或る程度の時間的制限を受けておりますから、十分治安の維持を図る上におきましては、やはりこれを連續犯として觀念いたしました。輕微な強盜罪で処罰を受けて、兇惡な強盜罪がどうしても処罰できないという、こういう結果を生じさせたくないという、これも実は考えたわけなんです。これを被告人或いは犯罪人の側から申しますと、お説のごとく或いは心配の点も起るかと思つてあります。併しなから、趣旨が非常に廣く、時間的にも又同一罪名におきましても、本來の教罪の点を一罪に改めて処分し得るやうにした方が、最も刑法としては時宜に適合するんじゃないか、こういう点からこれを削除することにいたしましたのであります。

○小川友三君 百八十三條の問題が議題に上げられたのですが、私はこれは削除しないで、訂正をして貰いたいと思つております。男女両方を罰する、但し休刑は加えない、まけて罰金はお互に千円ずつ拂う、(笑聲)國庫に千円ずつ拂うという方法で、最低限度千円、ずつとお決め願うように、皆さんに御賛成を願おうと思つておりますが、一人で決めるやうですが、大体これは話してあります。昨年罰金というやうな話が出た、というのは、昨年は戦争に負けて間もなく、魔類思想が横溢しておつたのであります。我々はこのやうに現に長く家を空けておりますという、家や妻を空けるというので、家を侵されるということが極めて危険率が一〇〇%に近いのであります。(笑聲)両方を罰するという建前を主張するものであります。政府の御意見を一つ承りたい。

それから第三十四條の、今岡部先生から御質問がありました。岡部先生は拘留所の所長を永らくやつておられた方で、恐らく五年以内の再犯とか、十年以内の再犯率が非常に多いことを示されておつたように、発言の中に聞いておるのであります。これを名案を出しまして解決したのですが、罪を犯した者で、妻子がある者は五年以内に一人でおける者は十年という工合に條件をつけて、これを修正してもらいたいと思ひますが、政府の御意見を御伺ひいたします。

○政府委員(國泉榮吉) 姦通罪について申し上げます。小川委員は姦通罪は両方共処罰しようという御意見でございますが、これを処罰いたしまする限りにおきましては、或る人間の生理的生活

におきまして、夫婦の生活によります。にお願いいたします。さらに頂きたい。そうしなければ頼まず、憲法の要諦しているものは、ないというのが実情でございます。而

におきまして、夫婦の生活によりま

にお願いいたします。

さらに頂きたい。そうしなければ頼

ますが、憲法の要理しているものは、

ないというのが実情でございます。

ることが最も人倫の道であろうと考

なつて来たのですが、私は原案は言

ましては、委員会の答申に基きまし

の道義がどのくらいに進んでいるか

は、多くは何と申しますか、私共

を刑法に宣言いたしますのは、全く

の御意見に對しては、これは私の

た通り、政府はこれを固執される

判断ができたならば、その結論を

非常に感情的なものが多く、そ

定を宣言いたしました以上、これは

の御意見に對しては、これは私の

の進んでいる現状では、この問題

の告訴はほとんど数えるより外

を願いたい、かように先刻申上

におきまして、夫婦の生活により

にお願いいたします。

さらに頂きたい。そうしなければ頼

ますが、憲法の要理しているものは、

ないというのが実情でございます。

であります。

○岡部常君 松村委員がおつしやつた民事上に現れた離婚原因などの資料が得られれば大変面白いと思ひますが、その点は少しもお調べにならなかつたのであります。この材料を求めるのはむづかしいと思ひますが、若し裁判上にそういうことが片鱗でも見えますれば、これは非常な参考になるうかと思ひます。さうな点で道義がどういふふうに見えておるか、見られれば大変結構かと思ひます。

○政府委員(國宗榮君) 実はこの点については、甚だ粗漏でございまして、よく調べてございせんが、尙できるだけ調べて資料を提出したいと思ひます。

○小川友三君 この姦通罪が立法以來合計して何件くらいあつたのであります。ましようか、お伺いしたのであります。

○委員長(伊藤修君) その資料は出ております。

○小川友三君 大分議論つくされまして、議事を進行しては……。

○宮城タマヨ君 私は起草委員の御様子を聞きたいのですが、姦通罪によつて生れる子供についての問題ができましたか。籍その他いろいろな点で伺いたいでございせんか。

○政府委員(國宗榮君) この姦通によります子供の問題につきましては、実は委員会におきましては何らの論議も出なかつたのであります。

○宮城タマヨ君 あ、さうでございせんか。

○政府委員(國宗榮君) その点、申上げる資料を持っております。

○委員長(伊藤修君) それでは、この

際お諮りしますが、この刑法の一部改正、この法律案の審議の上におきまして、何か参考資料をこの際御要求になる方は一つ申出て頂きたいと思ひます。

○岡部常君 我先程係の方に申上げて置きましたのであります。今後審議を進めて行く上につきまして、一般の委員外の方にも便利だと思ひますが、新旧対照の改正に觸れた点だけでも……

○委員長(伊藤修君) これはこの間委員部を通じて要求して置いたのであります。

○岡部常君 民法の方は出ておりますが、見よいものを廻して頂ければ非常に……。

○委員長(伊藤修君) これは先だつて四、五日前にお願ひしておきました。

○岡部常君 今はなか／＼法典も手に入りません。

○小川友三君 同感々々。

○委員長(伊藤修君) 尙、他に資料を御要求になることはありせんですか。

○小川友三君 ありません。

○委員長(伊藤修君) それでは尙御研究願つて置いて、若し資料の御要求のある方は、委員長まで申出て頂きたいと思ひます。

それでは、この法案に対する質疑はこの程度で打ち切ります。爾余は後日に譲りたいと思ひます。

尙、この際お諮りしたいことが一、二件ありますから……第一に公聴会における公述人の選定は委員会においてなされるということが参議院規則に明らかになつておりますが、これは人選の問題でありますから相成るべくは理事と委員長にこの人選をお委せ願ひたいと思ひますが、いかがでございせんか。

〔賛成「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君) それでは御異議がないものと認めまして、理事と委員長において適當に選定したいと思ひます。御承知を願ひます。

それから、先般來、本委員会の専門調査員のお方をいろいろ人選してございしたけれども、今日まで定まりませんでした。昨日までの大審院の高等裁判所ですか、梶田年というお方がありますが、この人を専門調査員の一名にお願いしたいと思ひます。御同意願ひたいと思ひます。

〔賛成「と呼ぶ者あり」〕

○委員長(伊藤修君) それでは御同意を願ひまして、御本人に交渉してみる積りでございしますから、よろしく願ひたいと思ひます。

明日はいかがでしよう。午前中にやりましようか。(午後がいいでしよう)と呼ぶ者あり) それでは明日もお暑いでしようけれども、午後一時からということにいたしたいと思ひます。それでは本日はこれで散会いたします。

午後三時三十四分散会

出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君

理事 鈴木 安孝君

委員 松井 道夫君

大野 幸一君

齋 武雄君

岡部 常君

少川 友三君

來馬 琢道君

松村眞一郎君

宮城タマヨ君

阿竹齋次郎君

政府委員

司法事務官(刑事局長)

國宗 榮君

八月四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律案(衆議院提出)(予案第一号)

罹災都市借地借家臨時処理法の一部改正する法律案

右の議案を提出する

提出者 武藤運十郎

罹災都市借地借家臨時処理法の一部を次のように改正する。

第一條中「災害」の下に「又は火災、震災、風水害その他の災害」を加える。

第二條中「一箇年」を「二箇年」に改める。

第七條第一項中「六箇月」を「一箇年」に、同條第三項中「六箇月」を「一箇年」に改める。

第九條 疎開建物の敷地については、旧令がその施行の日から準用されてゐたものとみなし、且つ疎開によつて借地権者が借地権を失つたものについては、これを失はなかつたものとみなして、前七條の規定を準用する。但し、公共團體が疎開建物の敷地又はその換地を所有し、又は賃借してゐる場合は、この限りでない。

第十二條中「一箇年」を「二箇年」に改める。

同條第四項中「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第十八條中「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。

判所」に改める。

第十九條第二項中「地方裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第二十九條第一項中「一箇年」を「二箇年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律施行前、旧第九條に基き、裁判、調停又は裁判上若しくは裁判外の和解により、既に確定したものは、その効力を妨げられない。

八月五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律案(予案第十八号)

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律案

第一條 皇室典範第十一條の規定により皇族の身分を離れた者については、新戸籍を編製する。

皇室典範第十三條の規定により前項の者と同時に皇族の身分を離れた者は、同項の者の戸籍に入る。

第二條 皇室典範第十四條第一項乃至第三項の規定により皇族の身分を離れた者は、婚姻前の戸籍に入る。

皇室典範第十四條第四項の規定により皇族の身分を離れた者は、その直系尊属につき第一條第一項の規定より編製した戸籍に入る。

前二項の場合において入るべき戸籍がすでに除かれてゐるときは、新戸籍を編製する。

第三條 皇室典範第十二條の規定により皇族の身分を離れた者が離婚する

附則
この法律は、公布の日から、これを
施行する

ときは、その者につき新戸籍を編製
する。但し、その者の直系尊属につ
き第一條第一項の規定により編製し
た戸籍があるときは、その戸籍に入
る。

第四條 皇族以外の女子が皇后とな
り、又は皇族男子と婚姻したときは、
その戸籍から除かれる。

第五條 第一條第一項又は第二條第三
項の規定により新戸籍を編製される
者は、十日以内に、皇族の身分を離
れた原因を証する書面を添えて、左
の事項を届け出なければならない。

一 本籍

二 届出人の戸籍に入る者がある
ときは、その者の氏名、出生の年月
日及びその者と届出人との続柄

三 届出人及びその戸籍に入る者の
父母の氏名並びにその者と父母と
の続柄

四 皇族の身分を離れた原因及び年
月日

第六條 第二條第一項又は第二項の規
定により戸籍に入る者は、十日以内
に、入籍の原因を証する書面を添え
て、左の事項を届け出なければなら
ない。

一 入るべき戸籍

二 入籍する者の父母の氏名及びそ
の者と父母との続柄

三 入籍の原因及びその年月日

第七條 第四條の規定により戸籍から
除かれる者の四親等内の親族は、十
日以内に、除籍の原因を証する書面
を添えて、左の事項を届け出なけれ
ばならない。

一 除籍される者の氏名、出生の年
月日及び本籍

二 除籍の原因及びその年月日

昭和二十二年八月二十八日印刷

昭和二十二年八月二十九日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局